

奈良市一時保護所食事提供業務委託に係る質問と回答

	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
1	奈良市公告第366号の2入札に参加する者に必要な資格に関する事項の(3)(4)につきまして、近畿支社管轄の範囲での実績、経過で考えて問題ないでしょうか。	入札に参加する者に必要な資格に関する事項の(3)については、(1)に登録のある法人単位とします。また(4)については、当業務を履行予定である事業所の管轄範囲としますので、業務履行予定が近畿支社であれば、近畿支社管轄内での処分の有無で判断します。	1月8日